資料編

1 温室効果ガス排出量の算定方法

2 大津市環境基本条例

3 大津市地球環境保全地域行動計画（第２次）の策定経過

4 関係法令

1 温室効果ガス排出量の算定方法

(1) 現況推計

■　推計の概要

項目	内容
対象範囲	大津市全域
対象物質	地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年、法律第 117 号）に定義される以下の温室効果ガス。 ① 二酸化炭素(CO_2) ② メタン(CH_4) ③ 一酸化二窒素(N_2O) ④ ハイドロフルオロカーボン(HFC) ⑤ パーフルオロカーボン(PFC) ⑥ 六フッ化硫黄(SF_6) } HFC 等 3 ガス
推計方法	「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定ガイドライン（第1版）」（平成 21 年 6 月、環境省）に示される算定方法を基本に推計

■　二酸化炭素排出量の推計方法

部門	区分	算定方法	算定根拠・出典
産業部門	製造業	【電力】①大津市の使用電力量（産業用）×⑥CO_2排出係数 【都市ガス】②大津市の都市ガス消費量（工業用）×⑥CO_2排出係数 【その他燃料】③④製造品出荷額あたり燃料消費原単位×④大津市の製造品出荷額×⑥CO_2排出係数−⑤都市ガスへの燃料転換分CO_2削減量	①「電気事業者資料」②「滋賀県統計書」 ③「石油等消費構造統計調査」 ④「工業統計表」⑤「大津市の環境」 ⑥「新ガイドライン」
	建設業・鉱業	①建設業・鉱業のエネルギー種類別消費量×②建設業・鉱業従業者数比（大津市／滋賀県）×③CO_2排出係数	①「都道府県別エネルギー消費統計」 ②「事業所・企業統計調査」 ③「新ガイドライン」
	農林水産業	①農林水産業のエネルギー種類別消費量×②農林水産業生産額比（大津市／滋賀県）×③CO_2排出係数	①「都道府県別エネルギー消費統計」 ②「滋賀県市町民経済計算」 ③「新ガイドライン」
家庭部門		【電力】①大津市の使用電力量（家庭用）×⑦CO_2排出係数 【都市ガス】②大津市の都市ガス販売量（家庭用）×⑦CO_2排出係数 【LPG】③滋賀県の世帯あたり LPG 販売量×④世帯構成補正×⑤大津市の世帯数×⑥単位換算係数×⑦CO_2排出係数 【灯油】③滋賀県の世帯あたり灯油販売量×④世帯構成補正×⑤大津市の世帯数×⑦CO_2排出係数	①「電気事業者資料」②「滋賀県統計書」 ③「家計調査年報」④「国勢調査」 ⑤「住民基本台帳」⑥「LP ガス協会資料」 ⑦「新ガイドライン」
業務部門		【電力】①大津市の使用電力量（業務用）×⑤CO_2排出係数 【都市ガス】②大津市の都市ガス販売量（業務用）×⑤CO_2排出係数 【LPG・灯油・A 重油】③⑤業種別エネルギー消費原単位×④延床面積×⑤CO_2排出係数	①「電気事業者資料」②「滋賀県統計書」 ③「民生部門エネルギー消費実態調査」 ④「固定資産課税台帳」「建築統計年報」「日本ホテル年鑑」「大津市統計年鑑」「商業統計」⑤「新ガイドライン」
運輸部門	自動車	車種あたり燃料消費量※×燃料別登録台数（大津市）×⑥CO_2排出係数 ※:車種あたり燃料消費量=①車種別燃料消費量（近畿運輸局）／②③④⑤燃料別登録台数（近畿運輸局）	①「自動車輸送統計年報」 ②「自動車保有車両数」 ③「自検協統計自動車保有車両数」 ④「諸分類別自動車保有車両数」 ⑤「大津市統計年鑑」⑥「新ガイドライン」
	鉄道	①CO_2排出量×②営業路線距離比（大津市内延長／鉄道会社管内総延長）	①「JR 西日本資料」「京阪電気鉄道資料」 ②「鉄道時刻表」
廃棄物部門	廃棄物	①一般廃棄物（廃プラスチック）の焼却量※×②CO_2排出係数 ※:可燃性ごみ処理量にプラスチック類の比率を乗じて推計	①「大津市統計年鑑」 ②「新ガイドライン」

備考）表中の「新ガイドライン」とは、「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定ガイドライン（第 1 版）」（平成 21 年 6 月、環境省）を示します。

■　メタンの推計方法

部門	区分	算定方法	算定根拠・出典
産業部門	農林水産業	【水田(稲作)】①大津市の水田の作付面積×③CH_4排出係数 【家畜の飼養】②大津市の家畜飼養頭数×④CH_4排出係数 【家畜の排せつ物管理】②大津市の家畜飼養頭数×④CH_4排出係数 【農業廃棄物の焼却】農作物の焼却量※×⑤CH_4排出係数 ※:焼却量は、②農作物の収穫量に⑤残渣の比率、残渣の平均乾物率、炭素含有率を乗して推計した。	①「滋賀県統計書」②「大津市資料」 ③「新ガイドライン」 ④「温対法施行令第三条」 ⑤「日本国温室効果ガスインベントリ報告書」
運輸部門	自動車	①②③燃料別保有台数×④⑤車種別走行距離×⑥CH_4排出係数	①「大津市統計年鑑」 ②「自検協統計自動車保有車両数」 ③「諸分類別自動車保有車両数」 ④「自動車輸送年報」 ⑤「自動車保有車両数」 ⑥「新ガイドライン」
廃棄物部門	廃棄物	【一般廃棄物の焼却】①焼却処理施設の種類毎の焼却量×②CH_4排出係数	①「大津市統計年鑑」②「新ガイドライン」
	下水処理	【終末処理場】①大津市の下水処理量×③CH_4排出係数 【生活排水処理施設】②生活排水処理施設の排水処理人口×③CH_4排出係数 【し尿処理】①し尿及び浄化槽汚泥処理量×③CH_4排出係数	①「大津市統計年鑑」 ②「大津市の環境」 ③「新ガイドライン」

■　一酸化二窒素の推計方法

部門	区分	算定方法	算定根拠・出典
産業部門	農林水産業	【施肥】①国内において施肥により排出される一酸化二窒素×②田畑面積比※(大津市／全国) ※:農林業センサスの平成2、7、12、17年度から回帰した。 【家畜の排せつ物の管理】③大津市の家畜飼養頭数×④N_2O排出係数 【農業廃棄物の処理】農作物の焼却量※×①N_2O排出係数 ※:焼却量は、③農作物の収穫量に①残渣の比率、残渣の平均乾物率、窒素含有率を乗じて推計した。	①「日本国温室効果ガスインベントリ報告書」 ②「農林業センサス」 ③「大津市資料」 ④「温対法施行令第三条」
運輸部門	自動車	①②③燃料別保有台数×④⑤車種別走行距離×⑥N_2O排出係数	①「大津市統計年鑑」 ②「自検協統計自動車保有車両数」 ③「諸分類別自動車保有車両数」 ④「自動車輸送年報」 ⑤「自動車保有車両数」 ⑥「新ガイドライン」
廃棄物部門	廃棄物	【一般廃棄物の焼却】①焼却処理施設の種類毎の焼却量×②N_2O排出係数	①「大津市統計年鑑」②「新ガイドライン」
	下水処理	【終末処理場】①大津市の下水処理量×③N_2O排出係数 【生活排水処理施設】②生活排水処理施設の排水処理人口×③N_2O排出係数 【し尿処理】①し尿及び浄化槽汚泥処理量×③N_2O排出係数	①「大津市統計年鑑」 ②「大津市の環境」 ③「新ガイドライン」

■　HFC等3ガス排出量の推計方法

部門	区分	算定方法	算定根拠・出典
産業部門	工業プロセス	【製造段階の漏洩】 ①大津市の排出量	①アンケート調査
	民生機器	【製造段階】 ①全国の製造台数※×②世帯数比(大津市／全国)×③排出係数 ※:家庭用冷蔵庫、カーエアコン	①「機械統計年報」 ②「住民基本台帳」 ③「新ガイドライン」
		【使用段階】 (家庭用冷蔵庫) ①全国の保有率×②世帯数×③排出係数 (カーエアコン) ④大津市自動車保有台数×③排出係数	①「家計消費の動向」 ②「住民基本台帳」 ③「新ガイドライン」 ④「大津市統計年鑑」

(2) 将来推計（現状趨勢ケース）

■　推計の概要

項目	内容
将来推計ケース	追加的な対策が講じられず、現状のまま推移すると仮定した場合（現状趨勢ケース）の温室効果ガス排出量を算定。
推計の基本式	温室効果ガス排出量　＝　活動量　×　排出係数 ここで、　活動量：電気や都市ガス、燃料消費量、廃棄物の焼却量など 排出係数：活動量あたりの CO_2 発生量などの排出原単位
推計方法	算定に当たっては、次表に示す部門別に設定した指標について、過去の実績値をもとに回帰曲線を設定し、曲線が示す将来の伸び率を温室効果ガス排出量の算定に係る「活動量」の伸び率として将来推計を行った。

■　二酸化炭素排出量の推計方法

部門	区分	将来推計の指標	推計方法
産業部門	製造業	製造業の製造品出荷額	過去の実績をもとに、回帰曲線を設定し、将来の製造品出荷額を推計 算定式：2007 年の製造品出荷額あたり CO_2 排出量×将来の製造品出荷額
	建設業・鉱業	建設業・鉱業の従業者数	過去の実績をもとに、回帰曲線を設定し、将来の従業者数を推計 算定式：2007 年の従業者一人あたり CO_2 排出量×将来の従業者数
	農林水産業	農業産出額	過去の実績をもとに、回帰曲線を設定し、将来の農業産出額を推計 算定式：2007 年の従業者一人あたり CO_2 排出量×将来の農業産出額
家庭部門		世帯数	大津市の将来推計世帯数（大津市調べ、国立社会保障・人口問題研究所） 算定式：2007 年の一世帯あたり CO_2 排出量×将来推計世帯数
業務部門		業務系延床面積	過去の実績をもとに、回帰曲線を設定し、将来の延床面積を推計 算定式：2007 年の延床面積あたり CO_2 排出量×将来の延床面積
運輸部門	自動車	自動車保有台数	過去の実績をもとに、回帰曲線を設定し、将来の自動車保有台数を推計 算定式：2007 年の自動車保有台数あたり CO_2 排出量×（将来推計人口×将来の一人あたり自動車保有台数）
	鉄道	鉄道事業者営業キロ数	新規路線の整備計画が不明なことから、将来も現況と同程度として推計
廃棄物部門		廃棄物発生量	将来（対象年次）の一般廃棄物焼却量の推計値 算定式：一般廃棄物（廃プラスチック）の焼却量※×②CO_2 排出係数 ※：可燃性ごみ処理量にプラスチック類の比率を乗じて推計

■　メタンの推計方法

部門	区分	将来推計の指標	推計方法
産業部門	農林水産業	【水田（稲作）】 水田の作付面積	過去の実績をもとに、回帰曲線を設定し、将来の水田面積を推計 算定式：2007 年の水田面積あたり CH_4 排出量×将来の水田面積
		【家畜の飼養、排せつ物管理】 家畜飼養頭数	市域における家畜飼養農家数は少ないことから、将来も現況と同程度の飼養頭数として推計
		【農業廃棄物の焼却】 田畑面積	過去の実績をもとに、回帰曲線を設定し、将来の田畑面積を推計 算定式：2007 年の田畑面積あたり CH_4 排出量×将来の田畑面積
運輸部門	自動車	自動車保有台数	過去の実績をもとに、回帰曲線を設定し、将来の自動車保有台数を推計 算定式：2007 年の自動車保有台数あたり CH_4 排出量×（将来推計人口×将来の一人あたり自動車保有台数）
廃棄物部門	廃棄物	廃棄物発生量	将来の一般廃棄物焼却量の推計値 算定式：焼却処理施設の種類毎の焼却量×CH_4 排出係数
	下水処理	【終末処理場、生活排水処理施設、し尿処理】 世帯数	将来の一世帯あたり処理量は現状と同程度と想定 算定式：2007 年の一世帯あたり CH_4 排出量×将来推計世帯数

■　一酸化二窒素の推計方法

部門	区分	将来推計の指標	推計方法
産業部門	農林水産業	【施肥】【農業廃棄物の焼却】 田畑面積	過去の実績をもとに、回帰曲線を設定し、将来の田畑面積を推計 算定式:2007 年の田畑面積あたり N_2O 排出量×将来の田畑面積
		【家畜の排せつ物管理】 家畜飼養頭数	市域における家畜飼養農家数は少ないことから、将来も現況と同程度の飼養頭数として推計
運輸部門	自動車	自動車保有台数	過去の実績をもとに、回帰曲線を設定し、将来の自動車保有台数を推計 算定式:2007 年の自動車保有台数あたり N_2O 排出量×(将来推計人口×将来の一人あたり自動車保有台数)
廃棄物部門	廃棄物	廃棄物発生量	将来の一般廃棄物焼却量の推計値 算定式:焼却処理施設の種類毎の焼却量×N_2O 排出係数
	下水処理	【終末処理場、生活排水処理施設、し尿処理】 世帯数	将来の一世帯あたり処理量は現状と同程度と想定 算定式:2007 年の一世帯あたり N_2O 排出量×将来推計世帯数

■　HFC 等 3 ガスの推計方法

部門	区分	将来推計の指標	推計方法
産業部門	工業プロセス	【製造段階の漏洩】 事業者報告排出量	現況は事業者アンケートによる推計のため、将来も現況と同程度の排出量と想定して推計
	民生機器	【製造段階】 世帯数	大津市の将来推計世帯数(大津市調べ、国立社会保障・人口問題研究所) 算定式:2007 年の一世帯あたり HFC 等排出量×将来推計世帯数
		【使用段階】 世帯数	大津市の将来推計世帯数(大津市調べ、国立社会保障・人口問題研究所) 算定式:2007 年の一世帯あたり HFC 等排出量×将来推計世帯数

(3) 目標設定に当たって考慮した施策の削減見込量

■　国、県、市が計画する施策を連携して推進することにより
市域で効果が期待される削減量（81.7 万 t-CO_2）

部門	施策	削減見込量 [万 t-CO_2]
産業部門	農林水産業対策(農業・林業機器の低燃費化(高効率化)、共同利用の推進など)、工業各部門対策、業種横断的技術の導入(高性能ボイラ、産業用ヒートポンプなど)、省エネ、環境ビジネスの創出、地域内循環ビジネスの推進、IT を活用した産業システムへの変換、農林水産物の地産地消の推進、森林資源の循環利用、電力排出係数による低減	11.6
家庭部門	住宅断熱化、高効率機器の普及(給湯、空調、照明、家電)、計測制御システム(HEMS 等)、太陽光発電の普及、公園・街路樹の整備、地表面被覆の改善、屋上・壁面の緑化推進、電力排出係数による低減	23.2
業務部門	建築物断熱化、高効率設備の普及(空調、照明、電気機器、給湯)、計測・制御システム(BEMS 等)、地域熱・廃熱利用、太陽光発電の普及、商店街等の施設の省エネ化、店舗でのエネルギー使用削減、電力排出係数による低減	23.4
運輸部門	クリーンエネルギー自動車、燃費効率改善、バイオ燃料の普及、交通流対策、公共交通全般の利用促進(自動車利用の低減)、既存鉄道の利用拡大(鉄道利用の増加)、バスの運行環境改善(バス利用の増加)、自転車の利便性向上、歩いて暮らせるまちづくり(都市機能の集約)、環境負荷の少ない交通利用の推進、電力排出係数による低減	21.6
その他のガス	農業部門の対策、廃棄物部門の対策、代替フロンの対策、農地土壌の炭素吸収源対策、農業生産におけるメタン等排出削減	1.8
合　計		81.7

備考）四捨五入の関係で合計と内訳が一致しない場合があります。

(4) リーディング事業の CO_2 排出削減量

■　CO_2 排出削減量の試算条件

事業	内容
【事業2】 事業所のエネルギー転換の推進	【試算条件】:今後3事業所で新たに燃料転換(A 重油→都市ガス)を実施した場合 【試算結果】 ①1事業所あたり燃料消費量(A 重油):100kL/年/事業所 ②事業所数:3事業所 ③単位発熱量(A 重油):39.1GJ/kL ④CO_2 排出係数:A 重油･･･0.0189tC/GJ　都市ガス･･･0.0138tC/GJ ⑤CO_2 排出量:A 重油･･･813t-CO_2　都市ガス･･･594t-CO_2 [削減見込量] ⑥CO_2 削減量:813-594=**219t-CO_2**(A 重油-都市ガス)
【事業3】 パーク&ライド	【試算条件】:年間の利用台数を現状より 10,000 台増加した場合 【試算結果】 ①年間利用台数の増加台数:10,000 台 ②車での平均移動距離:20km ③車の平均的な燃費:10km/L ④ガソリンの CO_2 排出係数:2.32kg-CO_2/L [削減見込量] ⑤10,000×20÷10×2.32=**46t-CO_2**
【事業3】 駐輪場整備	【試算条件】:通勤の交通手段を自動車から自転車に 1,000 台転換した場合 【試算結果】 ①自動車から自転車利用への転換:1,000 台 ②通勤日数:200 日/年 ③平均通勤距離:20km [削減見込量] ④1,000×200×20÷10×2.32=**928t-CO_2** (燃費・排出係数はパーク&ライドと同じ値を使用)
【事業3】 ノーマイカーデー	【試算条件】:ノーマイカー実施台数 30,000 台/日とした場合(自動車から公共交通機関などへ転換した場合) 【試算結果】 ①ノーマイカー実施台数:30,000 台/日 ②実施日数:52 日(週 1 回) ③車での平均移動距離:20km ④車の平均的な燃費:10km/L ⑤ガソリンの CO_2 排出係数:2.32kg-CO_2/L [削減見込量] ⑥30,000×52×20÷10×2.32=**7,238t-CO_2** (参考) ・大津市の就業者数 140,563 人(国勢調査) ・通勤時マイカー利用割合　41.5%(大津市域公共交通総合連携計画アンケート) ・通勤時マイカー利用者数:140,563×41.5%=58,333 台
【事業4】 エコライフデーの取り組み	【試算条件】:エコライフデーの取り組みを大津市全世帯で実施した場合 【試算結果】 ①仰木の里学区での削減効果:220.7kg-CO_2(/日・1,006 世帯) ②大津市の世帯数:128,127 世帯(2007 年度) [削減見込量] ③220.7kg-CO_2×(128,127/1,006)[世帯]×365[日]=**10,260t-CO_2**
【事業5】 ごみ減量施策の推進	【試算条件】:ごみ減量施策を実施した場合 【試算結果】 ①現状趨勢ケースのごみ量(2020 年):90,658t/年 ②施策実施後のごみ量:83,700t/年 ③①の場合の CO_2 排出量:24,387t-CO_2 ④②の場合の CO_2 排出量:22,515t-CO_2 [削減見込量]24,387-22,515=**1,872t-CO_2**

2 大津市環境基本条例

大津市環境基本条例

平成７年９月25日
条例第39号

大津市環境保全基本条例(昭和48年条例第36号)の全部を改正する。

目次

前文
第１章　総則(第１条～第６条)
第２章　良好な環境の保全と創造に関する基本的施策
第１節　環境基本計画(第７条)
第２節　環境上の基準(第８条)
第３節　環境への配慮(第９条～第11条)
第４節　良好な環境の保全と創造を推進するための施策(第12条～第16条)
第５節　地球環境保全に関する地域行動計画等(第17条・第18条)
第３章　環境審議会(第19条)
第４章　雑則(第20条・第21条)
附則

眼前に広遼と広がる琵琶湖とその豊かな水の源である緑の山々に囲まれ、大津の人々は、その恵の中で、文化を育み、長い歴史の中を生きてきた。ところが、近年の科学技術の発達は、生活を豊かにし、利便性を高めたが、環境への負荷を急激に高め、琵琶湖の汚染のみならず、地球全体の環境を脅かすまでに至っている。

次の世代により良い環境を引き継いでいくためには、人と自然との共生を基本的な考えとし、本市にかかわるあらゆる人々が、協同して環境に配慮した行動をしていかなければならない。そのためには、先人達が生活と一体のものとして維持してきた身近な環境を生活とのかかわりから見直し、その知恵や考え方に学びながら、新しい時代にふさわしい環境文化、すなわち環境にやさしい生活文化を創造していく必要がある。もとより、すべての市民は、良好な環境のもとに健康で安全かつ快適な生活を営む権利を有するとともに、このような人類存続の基盤である恵み豊かな環境を将来の世代に引き継ぐ責務を担っている。

これらの認識のもとに、豊かな自然や悠久の歴史と文化などの地域特性を生かした快適なまちづくりに努めるとともに、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な都市を実現し、これを将来の世代に引き継ぐことを目指して、ここに、この条例を制定する。

第１章　総則

(目的)

第１条　この条例は、本市における良好な環境の保全と創造について基本理念を定めるとともに、市、市民及び事業者の責務を明らかにし、良好な環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第２条　この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

２　この条例において「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第３条　良好な環境の保全と創造は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが人の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、人類の存続の基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に行われなければならない。

２　良好な環境の保全と創造は、人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されるように適切に行われなければならない。

３　良好な環境の保全と創造は、生物の多様性の確保が図られるとともに、多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されるように適切に行われなければならない。

４　良好な環境の保全と創造は、地域の個性を生かした快適なまちづくりが促進されるよう、伝統文化及び歴史遺産が保全され、及び活用され、並びに景観が保全されること等により、文化環境が良好に形成されるように適切に行われなければならない。

５　良好な環境の保全と創造は、地球環境保全を視野に入れ、資源及びエネルギーの消費が抑制され、並びにこれらの循環的利用が図られること等により、環境への負荷の少ない社会が構築されるように適切に行われなければならない。

(市の責務)

第４条　市は、前条に定める良好な環境の保全と創造についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、市民及び事業者の意見を尊重して、良好な環境の保全と創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

２　市は、自ら率先して良好な環境の保全と創造に取り組むとともに、市民及び事業者の良好な環境の保全と創造への取組みを支援するように努めなければならない。

(市民の責務)

第５条　市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めるとともに、良好な環境の保全と創造に積極的に取り組み、市が実施する良好な環境の保全と創造に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第６条　事業者は、基本理念にのっとり、良好な環境の保全と創造に関する社会的責任を認識し、その事業活動に伴う環境の保全上の支障を防止し、及びその事業活動に伴う環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する良好な環境の保全と創造に関する施策及び市民が実施する良好な環境の保全と創造に関する活動に協力しなければならない。

第２章　良好な環境の保全と創造に関する基本的施策

第１節　環境基本計画

第７条　市長は、良好な環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定しなければならない。

２　環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1)　良好な環境の保全と創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

(2)　前号に掲げるもののほか、良好な環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3　市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、第19条に規定する大津市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4　市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5　前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第2節　環境上の基準

第8条　市長は、良好な環境を確保するための望ましい環境上の基準を定め、良好な環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ有効適切に講ずることにより、その基準が確保されるように努めなければならない。

2　前項の環境上の基準は、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならない。

第3節　環境への配慮

(環境に配慮すべき指針の策定等)

第9条　市は、市民がその日常生活において、又は事業者がその事業活動において、環境に配慮すべき指針を策定する等必要な措置を講ずるものとする。

2　市民又は事業者は、その日常生活又は事業活動を前項の環境に配慮すべき指針に適合させるように努めなければならない。

(市の施策の策定等に当たっての配慮)

第10条　市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境に十分配慮するように努めなければならない。

2　市は、前項の規定に基づく環境への配慮が適切に行われているかについて、自ら調査するための体制を設けるように努めなければならない。

(事業者の環境への配慮のための体制の整備の促進)

第11条　市は、事業者が物の製造、加工、流通、販売等の各段階において環境への負荷を増大させないようにその事業活動の指針を策定し、及び評価する等環境への配慮のための体制を整備するようにするため、その促進に必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第4節　良好な環境の保全と創造を推進するための施策

(良好な環境の保全と創造に関する教育及び学習)

第12条　市は、市民及び事業者が人と環境とのかかわりについて理解を深め環境に配慮した日常生活及び事業活動ができるようにするため、良好な環境の保全と創造に関する教育及び学習の振興について必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(市民の活動への指導及び助成)

第13条　市は、市民の良好な環境の保全と創造に関する活動が促進されるように、指導、助成その他必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(情報の提供)

第14条　市は、良好な環境の保全と創造に関する教育及び学習が振興するようにするため、並びに市民及び事業者の良好な環境の保全と創造に関する活動が促進されるようにするため、環境の状況その他の良好な環境の保全と創造に関する必要な情報を的確に提供するように努めるものとする。

(調査研究体制の整備)

第15条　市は、環境の状況を把握し、並びに良好な環境の保全と創造に関する施策を策定し、及び実施するために必要な調査、情報収集、試験及び研究の体制の整備に努めるものとする。

(報告書の作成等)

第16条　市長は、毎年、環境の状況及び良好な環境の保全と創造に関して講じた施策に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

第5節　地球環境保全に関する地域行動計画等

(地域行動計画)

第17条　市は、市、市民及び事業者がそれぞれの役割に応じて地球環境保全に資するように行動するための地域行動計画を策定するものとする。

2　市、市民及び事業者は、その行政活動、日常生活及び事業活動が、前項の地域行動計画に適合するように努めるものとする。

(国際的な情報交換等)

第18条　市は、地球環境保全に資するため、国際的な情報交換、技術交流等を促進するように努めるものとする。

第3章　環境審議会

第19条　環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、市の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、市長の附属機関として、大津市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2　審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

(1)　環境基本計画に関する事項

(2)　その他良好な環境の保全と創造に関する基本的事項

3　審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

4　審議会は、委員20人以内をもって組織する。

5　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1)　環境の保全に関し識見を有する者

(2)　関係団体から選出された者

(3)　市長が行う委員の公募に応募した市民

6　前項第3号の規定にかかわらず、公募を実施しても応募者がなかったとき又は適任者がなかったときは、同号に掲げる者のうちから委員を委嘱しないことができる。

7　委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

8　前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(平21条例46・一部改正)

第4章　雑則

(推進体制)

第20条　市は、その機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図り、良好な環境の保全と創造に関する施策を推進するための体制を整備するものとする。

(委任)

第21条　この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附　則　抄

(施行期日)

1　この条例は、規則で定める日(平成7年11月1日―平成7年規則第70号)から施行する。

(経過措置)

2　改正前の大津市環境保全基本条例(以下「旧条例」という。)第6条第1項の規定により定められた環境上の基準は、この条例による改正後の大津市環境基本条例第8条第1項の規定により定められた環境上の基準とみなす。

3　旧条例第8条第3項の規定により委嘱された大津市環境審議会の委員の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、この条例の施行の日の前日をもって満了するものとする。

附　則(平成21年9月24日条例第46号)

この条例は、平成21年11月27日から施行する。

3　大津市地球環境保全地域行動計画（第２次）の策定経過

大津市地球環境保全地域行動計画（アジェンダ21おおつ）を策定するため、大津市環境審議会において、協議・検討を行いました。

また、市民・事業者の意見を計画策定に取り入れるため、市民フォーラム及びパブリックコメントを実施しました。

(1) 大津市環境審議会

■　大津市環境審議会　開催経緯

回数	開催年月日	協議事項
第1回	平成 22 年5月 25 日	「大津市環境基本計画」及び「大津市地球環境保全地域行動計画」の策定について　諮問
第2回	平成 22 年7月 26 日	「大津市環境基本計画」及び「大津市地球環境保全地域行動計画」の策定について （次期計画策定に向けた基本的な考え方について）
第3回	平成 22 年 11 月1日	「大津市環境基本計画」及び「大津市地球環境保全地域行動計画」の策定について （次期大津市地球環境保全地域行動計画（アジェンダ21おおつ）目標設定、施策の構成及び計画の構成について）
第4回	平成 22 年 12 月 24 日	「大津市環境基本計画（第2次）」及び「大津市地球環境保全地域行動計画（第2次）」の答申（案）について
第5回	平成 23 年3月 15 日	「大津市環境基本計画（第2次）」及び「大津市地球環境保全地域行動計画（第2次）」の策定について　答申

■　大津市環境審議会　委員一覧表

（平成 22 年 11 月2日現在）

区分	氏名	役職等	備考
学識経験者	青木　豊明	びわこ成蹊スポーツ大学教授	
	井阪　尚司	前滋賀県環境学習支援センター所長	
	井手　慎司	滋賀県立大学環境科学部教授	副会長
	遠藤　修一	滋賀大学教育学部教授	会長
	梶　哲教	大阪学院大学法学部准教授	
	亀田佳代子	滋賀県立琵琶湖博物館専門学芸員	
	津野　洋	京都大学大学院工学研究科教授	
	東野　達	京都大学大学院エネルギー科学研究科教授	
	樋口　能士	立命館大学理工学部准教授	
	堀越　昌子	滋賀大学教育学部教授	
各種団体推薦者	岩波　弘	大津市自治連合会	
	勝馬　和子	大津市薬剤師会	
	上村　照代	大津市地域女性団体連合会	
	藤川　長隆	大津地区労働者福祉協議会	
	藤本　秀弘	大津自然観察の会	
	堀江　崇宏	大津青年会議所	
	三上　征次	大津商工会議所	
公募委員	太田　豊彦	市民公募	
	林　幹朗	市民公募	

（敬称略、 50 音順）

(2) 大津市議会地球温暖化対策特別委員会

平成 22 年5月 21 日～平成 23 年3月 16 日　　計5回開催

(3) 市民フォーラムの開催

■　市民フォーラムの概要

回数	開催年月日	場所	概要
第1回	平成 22 年9月 18 日	瀬田東支所	おおつエコライフ・フォーラム ～くらしの知恵を語ろう～の開催 以下の4つのテーマ別に意見交換 ①ごみは資源！～循環型社会を作ろう～ ②自然と生きよう～琵琶湖と生きもの～ ③環境に配慮した交通について考えよう ④生活の見直し～家庭の省エネ～
第2回	平成 22 年9月 23 日	和邇公民館	
第3回	平成 22 年 10 月2日	明日都浜大津	
第4回	平成 22 年 12 月 11 日	明日都浜大津	ワークショップ「大津市の環境未来像を考える」 リーディング事業についての提案

(4) パブリックコメント

実施期間：平成 23 年2月1日～平成 23 年2月 21 日（21 日間）

結果概要：4人、3団体から計 28 項目について意見提出

(5) 庁内での協議

1 検討経過

本部員会議　：　平成 22 年6月 25 日～平成 23 年3月 22 日　計2回開催

幹事会議　：　平成 22 年6月 25 日～平成 23 年3月 22 日　計2回開催

専門部会議　：　平成 22 年8月 30 日～平成 22 年 12 月 17 日　計2回開催

2 本部員及び幹事

■　大津市環境施策推進本部　本部員・幹事　名簿

本部員	幹事
政策調整部長	企画調整課長
総務部長	総務課長
	財政課長
	管財課長
	契約検査課長
市民部長	自治振興課長
	国際文化交流課長
福祉子ども部長	福祉政策課長
健康保険部長	健康長寿課長
産業観光部長	産業政策課長
	観光振興課長
	農林水産課長
	田園づくり振興課長
環境部長	環境政策課長
	廃棄物減量推進課長
	産業廃棄物対策課長
	不法投棄対策課長
	施設整備課長
都市計画部長	都市計画課長
	都市景観課長
	市街地整備課長

本部員	幹事
都市計画部長	公園緑地課長
	開発調整課長
	建築指導課長
建設部長	交通・建設監理課長
	広域事業調整課長
	道路建設課長
	道路管理課長
	建築課長
	河川課長
出納室長	出納室次長
市民病院事務局長	病院総務課長
企業局長	企業総務課長
	営業開発課長
	下水道管理課長
	下水道整備課長
教育部長	教育総務課長
	学校教育課長
	生涯学習課長
	歴史博物館長
消防局長	消防総務課長

4 関係法令

地球温暖化対策の推進に関する法律

平成 10 年 10 月 9 日
法律第 117 号

（略）

（国及び地方公共団体の施策）

第二十条　国は、温室効果ガスの排出の抑制等のための技術に関する知見及びこの法律の規定により報告された温室効果ガスの排出量に関する情報その他の情報を活用し、地方公共団体と連携を図りつつ、温室効果ガスの排出の抑制等のために必要な施策を総合的かつ効果的に推進するように努めるものとする。

2　都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画を勘案し、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとする。

（略）

（地方公共団体実行計画等）

第二十条の三　都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2　地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　計画期間

二　地方公共団体実行計画の目標

三　実施しようとする措置の内容

四　その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3　都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項 の指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項 の中核市及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項 の特例市（以下「指定都市等」という。）は、地方公共団体実行計画において、前項に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項として次に掲げるものを定めるものとする。

一　太陽光、風力その他の化石燃料以外のエネルギーであって、その区域の自然的条件に適したものの利用の促進に関する事項

二　その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進に関する事項

三　公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の抑制等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項

四　その区域内における廃棄物等（循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第百十号）第二条第二項 に規定する廃棄物等をいう。）の発生の抑制の促進その他の循環型社会（同条第一項 に規定する循環型社会をいう。）の形成に関する事項

4　都道府県及び指定都市等は、地球温暖化対策の推進を図るため、都市計画、農業振興地域整備計画その他の温室効果ガスの排出の抑制等に関係のある施策について、当該施策の目的の達成との調和を図りつつ地方公共団体実行計画と連携して温室効果ガスの排出の抑制等が行われるよう配意するものとする。

5　指定都市等は、その地方公共団体実行計画の策定に当たっては、都道府県の地方公共団体実行計画及び他の指定都市等の地方公共団体実行計画との整合性の確保を図るよう努めなければならない。

6　都道府県及び指定都市等は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、住民その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

7　都道府県及び指定都市等は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。

8　都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

9　第五項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。

10　都道府県及び市町村は、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

11　都道府県及び指定都市等は、地方公共団体実行計画を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の送付その他の協力を求め、又は温室効果ガスの排出の抑制等に関し意見を述べることができる。

12　前各項に定めるもののほか、地方公共団体実行計画について必要な事項は、環境省令で定める。

（略）

（地球温暖化対策地域協議会）

第二十六条　地方公共団体、地域センター、地球温暖化防止活動推進員、事業者、住民その他の地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う者は、日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等に関し必要となるべき措置について協議するため、地球温暖化対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）を組織することができる。

2　前項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、地域協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

3　前二項に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、地域協議会が定める。

（略）

生物多様性基本法

平成 20 年 6 月 6 日
法律第 58 号

（略）

（地方公共団体の責務）

第五条　地方公共団体は、基本原則にのっとり、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件

に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（略）

（生物多様性地域戦略の策定等）

第十三条　都道府県及び市町村は、生物多様性国家戦略を基本として、単独で又は共同して、当該都道府県又は市町村の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（以下「生物多様性地域戦略」という。）を定めるよう努めなければならない。

２　生物多様性地域戦略は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　生物多様性地域戦略の対象とする区域

二　当該区域内の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する目標

三　当該区域内の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、総合的かつ計画的に講ずべき施策

四　前三号に掲げるもののほか、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

３　都道府県及び市町村は、生物多様性地域戦略を策定したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、環境大臣に当該生物多様性地域戦略の写しを送付しなければならない。

４　前項の規定は、生物多様性地域戦略の変更について準用する。

（略）

第二節　地方公共団体の施策

第二十七条　地方公共団体は、前節に定める国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を、これらの総合的かつ計画的な推進を図りつつ実施するものとする。

（略）